世田谷区犯罪被害者等支援の取組みについて

1 丰旨

世田谷区における犯罪被害者等支援については、令和元年11月に学識経験者や関係機関等を交えた「世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)及び庁内管理職で構成される「世田谷区犯罪被害者等支援庁内検討会」を設置し、検討を行ってきた。

これまでの検討結果を踏まえ、令和3年度から世田谷区犯罪被害者等支援相談窓口(以下、「相談窓口」という。)を中心とした、犯罪被害者等への相談支援事業を開始する。

2 犯罪被害者等支援について

(1)相談窓口の開設

開設時期

令和3年6月1日

開設場所

生活文化政策部人権・男女共同参画担当課(梅丘分庁舎3F)

なお、専用相談室は、梅丘分庁舎2Fに新たに整備する。

相談専用ダイヤルの開設

相談専用ダイヤルを相談窓口開設時期にあわせ新たに整備する。

配置相談員

1名(会計年度任用職員) 採用は、令和3年4月1日

(2)相談員による支援

相談対応

警察の犯罪被害者認知や被害届の有無にかかわらず、すべての犯罪の被害者を対象とし相談を受け、相談者に必要な支援のコーディネート、必要な支援先への確実な繋ぎを行う。

同行支援

犯罪被害者等に寄り添い、必要に応じて、警察、被害者支援都民センター、各支援機関、弁護士、裁判所等へ同行し、犯罪被害者等が何度も同じ説明をすることがないよう、同行した機関へ確実に引き継ぐ。

庁内所管と連携した支援

支援が多岐にわたるなどのケースでは、庁内所管・窓口と連携し犯罪被害者等へ支援を行う。必要に応じ、所管の担当職員等による会議を開催し、被害者の状況や要望等を把握しながら、確実な支援につなぐ。

(3)その他支援事業

(仮称)連絡協議会の設立

区の関係所管(総合支所福祉所管等)、区内警察署、支援機関(被害者支援都民センター、性暴力救援センター東京(SARC東京))等で構成する「(仮称)連絡協議会」を定期的に開催し、情報共有とともに顔の見える関係をつくり、被害者への支援に繋ぐ体制をつくる。

普及啓発

相談窓口の普及啓発を図るとともに、二次被害に苦しむ犯罪被害者等を支えるため、被害者がもとの地域生活を取り戻していけるよう、地域や医療関係者、学校などへの理解と支援の意識醸成を図るため、地域の協力を得ながら啓発を行う。

3 世田谷区における今後の犯罪被害者等支援について

犯罪被害者等への支援については、条例の制定も視野に検討を行ってきた。陳情が趣 旨採択された後、東京都の条例が制定されたこともあり、犯罪被害者等へより身近な立 場の区は、支援を求めている方に寄り添う支援が重要であり、相談窓口という具体的な 支援体制を先行させることとした。

今後、相談窓口に寄せられる相談や意見などから犯罪被害者等が求めている支援を把握し、さらに施策を充実させる必要がある。特に、性犯罪・性暴力については、国は強化方針を取りまとめており、令和2年度からの3年間を集中強化期間としており、区も性犯罪・性暴力被害者への支援を強化する必要がある。犯罪被害者等の声を参考に、必要な支援施策を充実させるとともに、条例制定についても引き続き検討を行っていくため、学識経験者等を構成員とした検討委員会を継続させる。

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年5月 (仮称)連絡協議会の立ち上げ及び開催

6月1日 相談窓口及び相談専用ダイヤル開設

犯罪被害者等支援に関するシンポジウム(予定)